

介護予防訪問リハビリテーション利用料金表

(訪問リハビリテーション 国府)

令和3年4月1日現在

〈基本利用料〉 ※基本利用料については介護保険負担割合証の1割負担相当分の表示

区分	1回につき	内 容
要支援1	307 円	20分間リハビリテーションを行う毎に1回として算定します
要支援2		

〈各種加算（サービスの実施に伴い、上記利用料に加算されます）〉

区 分	費 用	内 容
小規模事業所加算		別に厚生労働大臣が別に定める施設基準に適合した場合に、基本利用料の100分の10に相当する金額
中山間地域等提供加算		別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、サービスを行った場合に、基本利用料の100分の5に相当する金額
短期集中リハビリテーション実施加算	(3月以内) 200 円 (1日につき1回)	退院・退所直後(注参照)又は、初めて要支援認定を受けた利用者で、1週につき、概ね2日以上、短期集中的にリハビリを実施した場合。1月以内は1日あたり40分以上、1月超、3月未満は1日あたり20分以上の実施。
計画診療未実施減算	▲50 円 (1回につき)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
12月超減算	▲50 円 (1回につき)	利用開始日の属する月から起算して12月を越えて行う場合
事業所評価加算	120 円 (1月につき)	評価対象期間の利用実人数やリハマネ加算の算定割合、要支援更新認定等を受けた利用者割合等、別に厚生労働大臣が定める基準に適合した場合
サービス提供体制強化加算 (I)	6 円	勤続7年以上の者が1人以上配置されている場合
(II)	3 円	勤続3年以上の者が1人以上配置されている場合
新型コロナウイルス感染症への対応	新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本料金に0.1%を上乗せする。(令和3年9月末まで)	

(注) 退院・退所とは、原因となった疾患等の治療等のため入院されていた医療機関(病院、診療所)又は介護保健施設(他の介護老人保健施設、介護老人福祉施設、介護療養型施設)の退院、退所を指します。

〈その他の料金〉

区 分	料金(日額)	備 考
文 書 料 1 通当たり (消費税含む)	3,300 円	補装具・車椅子交付・修理意見書
	550 円	文書等(写し) 領収書(写し)

〈キャンセル料〉

連絡の時期	キャンセル料	備 考
サービス利用開始日の前々日まで	いたしません。	容体急変の場合等は いたしません。
サービス利用開始日の前日まで	基本料金の1割負担相当分の50%の額 ×1日分	
サービス利用開始日の当日	基本料金の1割負担相当分の額×1日分	

